令和８年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり　英・仏・米・豪国におけるマーケティング業務委託事業者 募集要項

１．適用

本要項は、令和８年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり　英・仏・米・豪国におけるマーケティング業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

２．委託業務の概要

（１）業務名

令和８年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり
英・仏・米・豪国におけるマーケティング業務（以下「本業務」という。）

（２）目的

紀伊半島インバウンド推進連絡会議事務局である一般財団法人奈良県ビジターズビューロー（以下「当財団」という。）は、令和５年度から観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」において選定されたモデル地域の一つとして、和歌山県、奈良県、三重県を含む紀伊半島が広域エリアとして連携し、英・仏・米・豪国の高付加価値旅行者の誘客を促すことで、観光産業を中心とする地域経済の活性化、自然・文化・産業の維持と発展、地域雇用の確保・所得増加へと経済が好循環する持続可能な「紀伊半島」を目指している。

本業務は、紀伊半島への需要創出のために、マスタープランで定めたKPI達成を目指し、ターゲット国（英・仏・米・豪国）における高付加価値旅行者を顧客とする旅行会社やメディア等へのセールス活動を効果的に実施し、紀伊半島の認知・販路拡大、誘客促進、およびその実態把握を目的としている。

なお本業務は、同じくモデル観光地に選定されている伊勢志摩及び周辺地域エリア（以下「伊勢志摩エリア」という。）の実施主体である公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「同機構」という。）と連携し、紀伊半島一体で取組むものである。

（３）委託期間

契約締結から令和９年２月１９日まで

（４）委託内容

①旅行会社向けセールス活動
②メディア向けセールス活動
③認知度調査の実施

（５）業務の仕様等

別紙１令和８年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり　英・仏・米・豪国におけるマーケティング業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（６）委託料上限額

１０７，１５０千円（消費税及び地方消費税込み）

※なお、本事業の契約は、受託者と当財団及び同機構との３者契約とする。

３．参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

② 国税及び地方税を滞納していない者であること。

③ 令和８年４月２０日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、和歌山県、奈良県、三重県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。

④ 令和８年４月２０日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

⑤ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

⑥ 令和８年４月２０日の直近決算において２期連続債務超過の状態でないこと。

⑦ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）で定める法人であること。

⑧ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

⑨ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

⑩ 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

⑪ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。

⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。

⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

⑭ ターゲット国４か国（英・仏・米・豪国）の全ての市場において、旅行会社及びメディア両方へのマーケティング業務の契約実績が各国１件以上あること。

⑮ 過去５年以内において、国、地方自治体又は公益法人等（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人を指す。以下同じ。）と、ターゲット国４か国（英・仏・米・豪国）のいずれかの市場を含むマーケティング業務にかかる契約（２０，０００千円（消費税及び地方消費税の額を含む）以上の契約に限る。）を締結し、これを誠実に履行した者であること。

４．募集要項及び仕様書の配布

令和８年４月２０日（月）から令和８年４月３０日（木）午後５時までの間に、「10．問い合わせ

先」に示す場所または一般財団法人奈良県ビジターズビューローホームページ（https://nvb.nara-kankou.or.jp/）から入手するものとする。

５．参加申込書

（１）提出書類

① 参加申込書（様式１）　　１部

② 事業者概要書（様式２）　　１部

③ 契約実績（様式３）　　１部

※「３．参加資格⑭」及び「３．参加資格⑮」を証する契約実績を記載すること。

※記載した実績について、契約書の写しを添付すること。

（２）提出期限

①参加申込書から③契約実績まで３点

令和８年４月３０日（木）　午後５時まで《必着》

なお、持参する場合は土日祝日を除く日の正午から午後１時までの間を除く、午前９時から午後５時までの間

（３）提出方法及び提出先

持参、郵送またはメールにより提出すること。提出先は、「10．問い合わせ先」に記載のとおり。

※メールの場合は、件名を「令和８年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり　英・仏・米・豪国におけるマーケティング業務委託」とすること。送付後、電話にて送信した旨を連絡すること。

（４）参加資格確認結果の通知

令和８年５月１日（金）

６．企画書等の提出

（１）　提出書類

① 企画提案提出書（様式４）　　正本１部

② 企画提案書（任意様式）　　正本１部、副本１部

③ 委託業務実施体制について（様式５）　正本１部、副本１部

④ 事業費見積書　　正本１部、副本１部

※持参、または郵送による提出の場合も、電子データの提出は必須とする。

（２）提出書類の留意点

① 企画提案書は、別紙２「企画提案書の作成について」に記載の項目毎に作成すること。また、委託内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載すること。

② 見積書の宛先は**「一般財団法人奈良県ビジターズビューロー」**とすること。

③ **見積書は、一式計上ではなく、各項目ごとに費用の内訳、積算根拠がわかるように記載すること。**

別紙１ 仕様書の「２．（１）旅行会社向けセールス活動」と「２．（２）メディア向けセールス活動」「２．（３）認知度調査の実施」は項目として分けて記載すること。また、別紙１ 仕様書の「２．（２）メディア向けセールス活動」にかかる事業費は、伊勢志摩エリアを対象とし

たメディア向けセールス活動にかかる費用を内訳として必ず記載すること。

④ **提出書類②～④の副本１部については、提案者を判読できるような記載は削除すること。**

（3）提出期限

① 企画提案提出書から④事業費見積書まで４点

令和８年５月１５日（金）　正午まで《必着》

（4）提出方法及び提出先

持参、郵送またはメールにより提出すること。提出先は、「10. 問い合わせ先」に記載のとおり。

※メールの場合は、件名を「令和８年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり　英・仏・米・豪国におけるマーケティング業務委託」とすること。送付後、電話にて送信した旨を連絡すること。

※郵送の場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

７．応募スケジュール

令和８年　４月２０日（月）公告（要項等配布・質問受付開始）
令和８年　４月３０日（木）参加申込書〆切り・質問受付〆切り（午後５時まで）
令和８年　５月　１日（金）参加資格確認結果の通知
令和８年　５月　７日（木）質問の回答通知（午後５時まで）（予定）
令和８年　５月１５日（金）企画提案書受付〆切り（正午まで）
令和８年　５月１８日（月）辞退届〆切り（正午まで）
令和８年　５月下旬　事業者選定結果通知（予定）、別途打ち合わせのうえ業務開始

８．審査、事業者の決定

（1）企画書等の審査

① 審査は「令和８年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり　英・仏・米・豪国におけるマーケティング業務委託事業者選定審査委員会」において行い、下記（2）の審査項目等について採点を行うものとし、最優秀提案者の選定方法は次のとおりとする。なお、審査は非公開で行う。

ア）各委員の採点を合計した総得点が最も高い者を選定する。

ただし、最高得点であっても、得点が６割に満たない場合、又は審査項目の中で著しく評価の低い項目がある場合には、審査委員会の合議により最優秀提案者を選定する。

イ）ア）の総得点が同点の場合、各委員の評価で１位が多い者を選定する。

ウ）イ）の１位評価が同数の場合は、見積価格の低い者を選定する。

エ）ウ）の見積価格が同額の場合は、委員長が高い評価をした者を選定する。

オ）エ）が同評価の場合は、くじ引きで受託者を選定する。

※提案者が１者の場合、評価基準による得点が６割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者については、最優秀提案者として選定する。

② 提出のあった企画書等については、書面審査を行う。

③ 審査結果は、審査終了後速やかに、応募者全員に対して文書で通知する。

④ 書面審査は、令和８年５月１９日（火）に行う予定である。

（2）審査項目等

別紙３「令和８年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり　英・仏・米・豪国におけるマーケティング業務審査対象項目及び評価基準」に基づき評価を行う。

（3）事業者との契約

① 最優秀提案者として選定された者が事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案者が選定取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次点の者と協議を行う場合がある。

② 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

１）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

２）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

３）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

６）本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記１）から５）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

７）本契約に係る下請契約等に当たって、上記１）から５）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合［上記６）に該当する場合を除く。］において、当財団が当財団との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

８）本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当財団に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（4）その他

① 当企画提案書でなされた有効な提案については必ず実施すること。

② 採択された事業計画は、委託者との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

９．その他

（1）委託業務等に関する質問については、様式６質問票に記載のうえ、質問受付期間内にファクシミリまたはメールにて次のあて先に送付すること。

○質問受付：４月３０日（木）午後５時まで

・ＦＡＸ　0742-23-8289

・ＭＡＩＬ　kiipeninsula-nvb@nara-kankou.or.jp

※件名を「令和８年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり　英・仏・米・豪国におけるマーケティング業務委託」とすること。送付後、電話にて送信した旨を連絡すること。なお、電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。

○回答通知：５月７日（木）午後５時までに通知予定

※４.の参加申込書を提出した者に、質問の要旨と併せて通知し、質問者への個別の回答は行わないものとする。なお、質問者名は明示しない。

（２）企画提案書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

（３）提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を委託者に無断で他に使用することはできない。

（４）提出書類の作成及び提出に要した経費は提案者の負担とする。

（５）提出書類を提出した後に辞退する場合は、令和８年５月１８日（月）正午までに速やかに「10.問い合わせ先」まで連絡するとともに、書面（様式７）により届け出ること。

（６）委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、委託者の指示に従うこと。

（７）委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

（８）募集及び契約については、委託者の都合により中止することがある。この場合、受託者は損害賠償を行わない。

（９）委託業務の履行において、受託者は、業務の全部又は一部の実施を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

10. 問い合わせ先

一般財団法人奈良県ビジターズビューロー

（紀伊半島インバウンド推進連絡会議事務局）

担当者　小川・水口

所在地　〒630-8361　奈良市池之町３　奈良県猿沢イン３階

電　話　0742-23-8288

ＦＡＸ　0742-23-8289

ＭＡＩＬ　kiipeninsula-nvb@nara-kankou.or.jp